



# 申1号交渉行う その2

## エルダー制度問題

### ○エルダー社員も住宅援助金、都市手当、寒冷地手当、扶養手当の支給対象とすること

＜組合＞なぜエルダー社員は支給対象から外しているのか

＜会社＞都市手当・寒冷地手当については、基本賃金に含まれている。扶養手当、住宅援助金については、長期雇用という観点で、待遇改善を含めて設定しているもの。

＜組合＞エルダー社員となり、支給されなくなったと全社員が認識している。寒冷地で言えば、10月に支給されているが、基本賃金に含まれているとなると、支給されているという実感が無い。また、これまで説明されてない。

＜会社＞都市手当、寒冷地手当は基本賃金に含まれているということであり、しっかり説明していく。引き上げとなれば、エルダー賃金全体を見直さなければならない。全体をどう処遇改善していくのかを継続して考えていく。



### ○エルダー出向先の年間労働時間数、休日数等は、JR東日本との格差を是正すること

＜組合＞出向先によって休日数が違い、提示されたときに失望している。現場管理者も対応に苦慮している。同じ労働条件になるように働きかけてもらいたい。

＜会社＞関与することは難しい。そこも含めて出向特別措置も行っている。出向先企業に働きかけることはやっていく。  
【その他の項目については、業務連絡報参照】

# 春闘で引き続き改善を求めます!